

静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例案等の概要

1 概 要

新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）の運営に向け、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づく公共施設等運営権制度（コンセッション方式）による公募を実施するにあたり、PFI 法第 18 条に基づき、必要な手続等について条例を制定します。

- ・PFI 法では、PFI で実施する事業を「特定事業」と定義（PFI 法第 2 条）
- ・特定事業の選定、特定事業を実施する民間事業者を選定しようとする公共施設等の管理者は、「特定事業に関する方針」を定めることとしており、これを「実施方針」と定義（PFI 法第 5 条）
- ・コンセッション方式により公募を実施する公共施設等の管理者は、「民間事業者の選定の手続」「運営等の基準」「業務の範囲」「利用料金」等、実施方針に関する条例を定めるものとされている。（PFI 法第 18 条）

2 条例・規則で定める事項

（1）条例で定める事項

項 目	内 容
民間事業者の選定手続	選定されようとする民間事業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならないとし、知事は、最も適切に新文化施設の運営等を実施することができると認める民間事業者を選定することとします。
運営等の基準	上記で選定された民間事業者（公共施設等運営権者）は、関係法令の規定を遵守することなど、新文化施設の運営等の基準の設定方法を定めます。
業務の範囲	公共施設等運営権者が行う業務の範囲の設定方法を定めます。
利用料金	施設の利用料金の設定方法を定めます。
運営権移転の特例	公共施設等運営権の移転を受ける者が、実施方針に照らして適切なものであること等の基準に適合する場合は、議会の議決を要しないこととします。

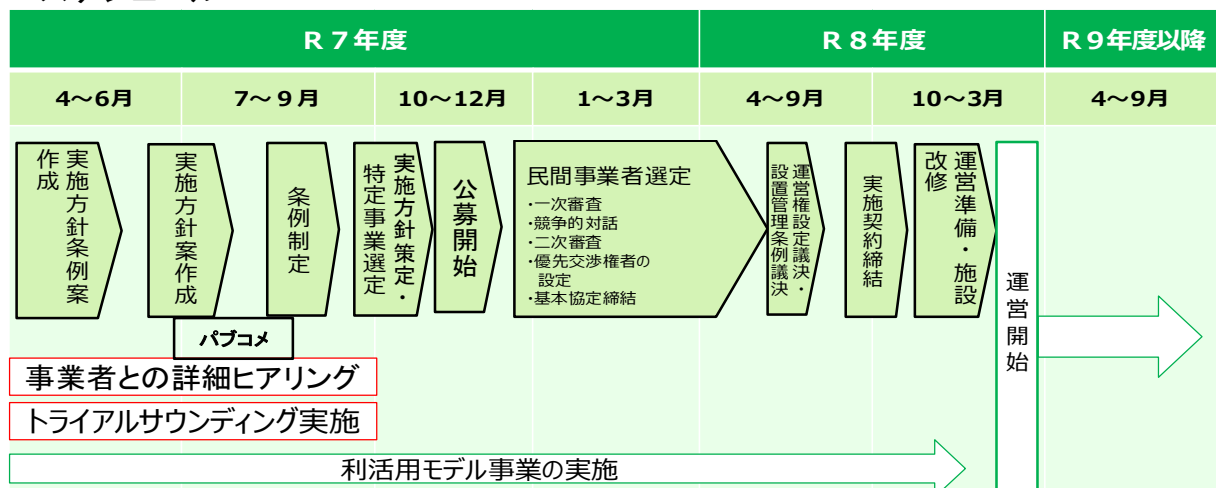
（2）規則で定める事項

民間事業者の選定手続における申請に係る申請書等について定めます。

3 施行期日

令和 7 年 10 月を予定しています。

4 スケジュール



(参考 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抜粋）)

(実施方針に関する条例)

第十八条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(参考 2 公共施設等運営権制度)

- ・ 民間の資金と経営能力、技術力等を活用し、公共施設等の設計、改修、維持管理、運営等を行う公共事業の手法（PFI 事業）の 1 つ
- ・ コンセッション方式では、県が所有する施設で利用料金を徴収する施設について、民間事業者が運営等を行い、利用料金を民間事業者自らの収入とするなど、民間の経営のノウハウや資金の活用が可能

(参考 3 実施方針に定める主な項目)

- ・ PFI 事業の目的や事業内容
- ・ 運営事業者の選定、審査や契約方法（公募型プロポーザルの内容など）
- ・ 対象となる施設等の業務範囲
- ・ 運営事業者が実施する運営・維持管理内容（事業の企画・運営、庭園等の管理等）
- ・ 運営に関するサービス対価（県→運営事業者）の取り扱い
- ・ 運営権対価（運営事業者→県）の取り扱い
- ・ 事業期間
- ・ リスクと責任分担、モニタリング方法
- ・ 施設改修費等の取り扱い（両者の負担割合などの基準）
- ・ 利用料金に関する事項 等

※実施方針については、条例制定後、提示を予定しています。（令和 7 年 10 月予定）